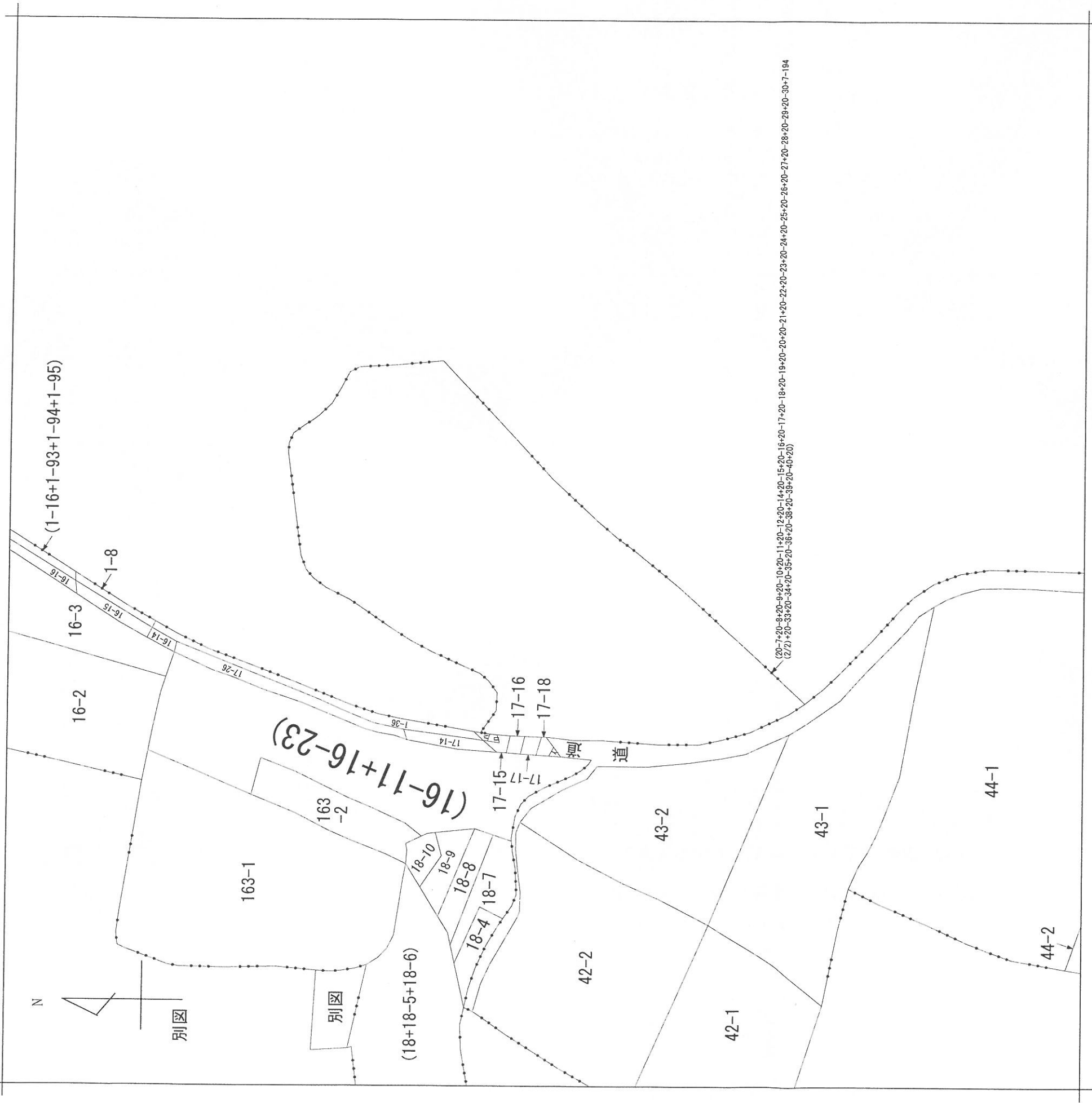
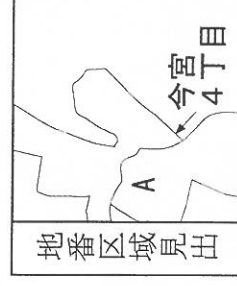




(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 船場東3丁目

請求部	所在	箕面市今宮四丁目				地番		7番194	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					付 備年月日 (原図)		記事補事		記項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成28年1月20日

大阪法務局池田出張所

申請番号：29-1

信記登



小倉彰

